

第67回入札監理小委員会 議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第67回入札監理小委員会

議 事 次 第

日 時 平成20年11月4日（火）17：30～18：04

場 所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 自治大学校の管理・運営業務（総務省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（総務省）

自治大学校 丹下副校長、浅本庶務課長

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 67 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、総務省の「自治大学校の管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行います。

本日は、自治大学校、丹下副校長に御出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議に当たりまして、まず事務局より当方からの地方 3 団体に対する公開質問に対する地方 3 団体からの回答について御説明をお願いいたします。

○事務局 前回の入札監理委員会での審議の後に、地方 3 団体に対しまして当方より質問をお送りいたしまして回答いただきました。そちらの内容については、まず資料 1－1 をごらんいただきたいと思います。

資料 1－1 でございますが、こちらは「自治大学校研修生寄宿舎に係る業務に関する質問」ということで、3 団体に対しまして質問をお送りいたしました。質問事項といたしましては 2 点ございます。

まず 1 点目が、「事務の区分」の関係でございます。こちらは、「財団法人自治研修協会が行っている入寮受付等業務は、「国の事務」、「地方自治体の事務」のいずれに当たるとお考えですか。」という質問をいたしました。

2 点目の質問でございますが、「民間事業者からの提案」の関係でございます。「本件民間競争入札の機会に、民間事業者より入寮受付等業務を行いたい（受託したい）旨の提案を貴会が受け、当該提案の内容が、地方自治事務の効率的実施及び質の向上に結びつく」と判断される場合、当該提案を受け入れる用意はありますか。仮にかかる用意がないとされる場合、その理由は何ですか。仮にかかる用意があるとされる場合、入寮受付等業務を国に委託した上で、本件民間競争入札の対象業務の一環として、他の業務とともに包括的に入札にかけるとお考えはありますか。」といった質問をいたしました。

これに対しまして、3 団体からの回答については資料 1－2 をごらんいただきたいと思います。資料 1－2 でございますが、3 団体から基本的に同様の回答をいただいております。

まず「1 事務の区分」ということで、「国の事務」か「地方自治体の事務」のいずれに当たるとの解釈は、所管省においてなされるものと思料いたします。」、こういった旨の回答を 3 団体よりいただいております。

こちらの回答につきまして、再質問を当方より 3 団体に対していたしました。そちらについては、資料 1－3 をごらんいただきたいと思います。1－3 で再質問でございますが、内容といたしましては当初の質問の 2 点目の関係でございますが、「所管省が入寮受付等業務を「地方自治体の事務」と判断しているという前提で質問いたします。」ということで、「本件民間競争入札の機会に、民間事業者より入寮受付等業務を行いたい（受託したい）旨の提案を貴会が受け、当該提案の内容が、地方自治事務の効率的実施及び質の向上に結びつく」と判断される場合、当該提案を受け入れる用意はありますか。」などという質問をいたしました。

こちらについての 3 団体からの回答でございますが、資料 1－4 をごらんいただきたいと思います。まず知事会からの回答が回答の中央の辺りでございますが、「本会は記載の旨の御提案の受入れ

の是非について所見を述べる立場にはないものと思料いたします。仮に、関係者の意見を参考にされたい場合は、研修生を入寮させている受益者たる地方自治体の意見を踏まえて所管省において適切に判断されるべきものと考えます。」という回答がきております。

次に、1枚おめくりいただきまして全国市長会からの回答でございます。こちらは、「本会は、ご質問にある提案の受け入れ等について考えを述べる立場にはないことをご理解賜りたいと存じます。」という回答がきております。

全国町村会からは、「本会が民間事業者より入寮受付等業務を行いたい（受託したい）旨の提案を受けることは想定されません。」という内容の回答がきております。

事務局からは、以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から説明のありました地方3団体からの回答や、これまでの当方からの指摘事項に対する総務省の御見解を御説明願いたいと思います。説明は、5分以内でお願いいたします。

○丹下自治大学校副校長 まず、前回以降、財団法人のことについて加えて質問がございました。それは、財務省との国有財産関係のものについて、どのような契約あるいは協議をしているのかという御質問でございます。これも今、調べているところでございますが、実は移転の以前は財産管理に関するものが自治大学校には分任されておりませんで、全部本省でやっていたという経緯で今、調べてもらっているところでございます。会計課、あるいは関東財務局東京事務所などに今、問い合わせしているところでございますので、もう少しお時間を賜りたいと考えております。

それから、これが地方の事務か、国の事務かということについての見解は前回と変わっていないわけでございますけれども、前回御指摘があった中で、実態論としていろいろお話、御指摘があったかと思えます。あのときは、研修協会の者がお答え申し上げたのですが、一応管理している学校の立場として少しざっくりした話でございますけれども、2、3、追加してお話を申し上げたいと思っています。

まず1つは、入退寮に係るものについて、まとめてやれば効率化できるのではないかという御指摘もありましたので、調べてまいりました。そうすると、一番単純なのは4月に入って9月に出て、10月に入って3月に出る。こういうものがあれば非常に効率的なんですけれども、調べたところ、うちの年間の受講生、約1,000名でございます。入退寮を考えると、延べ2,000人分の入退寮事務を行うという計算になるわけでございます。一番短いもので2週間から1か月、次に3か月、半年とございまして、非常にばらけておりまして、なかなか効率化になじみにくいというふうに考えているところでございます。5月にはゴールデンウィークがございしますが、それ以外は毎月、事務が発生しているというところでございます。

もしよろしければ、後日またお配りしたいと思いますが、調べてみると、確かに10月は多くて延べで500人程度になっておりますが、それ以外はかなりばらついておりまして、必ずしも効率化に資するかどうかというのはなかなか不明な点が多いということでございます。

もう一点は、前回御指摘の中で、地方団体からもらっているお金が2億2,000万円程度、これは年度によって違うんですが、それが低くなるようなインセンティブを働かせていないと意味がな

いという御指摘がございましたので、この2億2,000万円の負担金の中でどの程度効率化に資する可能性がある事務というか、業務があるのか。一応粗々でございますけれども、調べてまいりました。

2億2,000万円のうち、まず図書の購入、教科書でございますが、これは7,000万円程度ございまして、これはどうしようもない。これは初めから決まっているものでございますので、なかなか難しい。

それから、今回、国有施設なので国が管理するべきものであるというもので、国で一括するものがございます。庁舎管理、警備などでございますけれども、これが4,300万円程度でございます。これを引きますと、残りの運営業務経費と福利厚生関係でございますが、1億600万円程度ですか、1億1,000万円弱程度になります。

この2つ残った中で調べてまいりますと、寄宿舎の業務運営にかかる経費が約4,600万円ございますが、そのうち光熱水費が2,900万円程度でございます。それから、自治大学校は一応業務者扱いでございますので、廃棄物の処理とか、そういう経費もでございます。それからまた、少し安くなるかどうかかわからないんですけども、複写費、コピーの利用料などがございます。それを全部そいでいきますと、恐らく業務運営に関しては1,000万円から1,500万円程度しかそれに適する業務経費というのは残らないんじゃないかと考えているところでございます。

それから、残りしました福利厚生費でございますが、この間、御説明申し上げましたようにLANを今つくっております。その保守点検、維持管理、手数料、接続料等々、それが1,000万円から1,500万円程度ございまして、残った人件費等が約4,000万円から4,500万円ということでございます。その中で、必ずしも会計で何とかなる経費でもございせん。これは、そうでない部分もございしますので、簡単に見積もったところで全体的に入札にかけ得る余地のある経費というのは、この2億2,000万円のうち2割程度なのかなというのが我々の粗々のイメージでございます。

これについては、御指摘があれば詳しいことは調べたいと思っております。以上でございます。
○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問があればお願いいたします。

○逢見副主査 まず地方3団体の回答ですけれども、これは自治大学校から「地方3団体の総意で地方の事務を国に委託するという考え方はあり得る」という文章の回答がありまして、そういうことであれば地方3団体の総意がいかなるものかということを知ることがあるということを出したもののなんですが、その回答は先ほど事務局から説明があったように、国の業務か、地方の業務かは所管省で判断すべきもので、仮に自治大学校が言うように地方の業務だとして、それを総意として委託するということについては回答を差し控えるとか、あるいは実際に研修生を入寮させている自治体の意見を踏まえて判断されるべきということで、要するに自ら地方の業務だという認識はしていないと思うんです。

ですから、3団体の側が総意だなどということは考えていないし、そもそも地方の業務かどうかということについても全く認識していないという中で、なぜ総意で国に委託することがあり得るということを自治大学校として考えていたのか。大分その認識にずれがあるのではないかと思います。

○丹下副校長 我々は過去の経緯がございまして、そもそも自治研修協会をつくった経緯は3団体による出資で行われている。それから、寮をつくったもともとのお金というのは3団体から出ている。

こういう経緯からして、我々は地方3団体というものが主体的にそれを行ったと考えておりますけれども、それに基づいて実際に研修生を送っているのは、再々申し上げているように、各々Aという団体、Bという団体でございます。

これは繰り返し申し上げますが、例えばですけれども、内閣府さんでも地方からの研修生はおられると思うんですが、それを送っているのはあくまでもA団体であり、B団体である、その任命権者が送っている。そういうところの判断がないと、最終的には決められない。こういうお考えではないかというふうに考えております。

○逢見副主査 送り出している側から言えば、国の業務か、地方の業務かというよりは、効率的に、より安い経費できちんとした研修をやってもらえればいいということだと思えます。ですから、いかに公共サービスの質を維持した上で効率よくやるかということが重要なのであって、それを地方の業務だから我々は一切関わらないんだということで自治研修協会に委託契約をして、これも自分たちは本当は当事者じゃないけれども代わりにやっているんだという説明で、自治研修協会が全く独占的にこの業務を受けてやっている。

ここには全く競争性が働かないし、それが適正なコストであるかどうかということも検証しようがないわけです。要するに、自治大学校も関与しない。それから、地方3団体もその中身について関与していないということです。これでは、それが適正であるかどうかという判断はできないんじゃないかと思えます。公共サービス改革という趣旨から言うと、治外法権的なものが存在しているということではないかと思えます。

○丹下副校長 御指摘がありましたけれども、最終的に安くできればいいということは地方団体も同じ気持ちであるかと思えます。

前回申し上げましたように、例えばですけれども、甲府市の方が来られる。甲府市の方は立川辺りにアパートを借りて住ませれば本当はいいかもしれない。ただ、それをやると敷金も礼金もかかって、かえって高くなってしまう。そうだとしたら、それを地方団体が、また「総意」という言葉を使うと誤解を生みますから申し上げませんが、協議の上、寮をつくった方が永続的に使えてかえって安くなるんだ。こういう意図の下に自治研修協会はでき、寮に順番に入っていくということではないかと考えております。

また、難しいのは、今は例えば地方団体は1,800団体になっておりますけれども、できた当時は3,300くらいあったわけでございます。その中で、年間延べですけれども、現在でも1,800団体のうち少なくとも600団体くらいがきているということでございまして、毎年、毎年くるところが変わるわけです。ある年に甲府市は出すけれども、次の年は出さない。代わりに、今度は秋田市が出すとか、そういうことになっております。それを考えますと、地方団体の総意というのは何なんだといった場合、非常にその総意は我々から見ても見極めにくいというのが実情ではないかと思っております。

ですから、例えば我々が地方団体でそれぞれやる場合も、年度、年度によって相手にしているところが違う。都道府県、政令市は毎年来ていただいていますけれども、それ以外の特に市町村になりますと、どこを向こうの人だというふうにしてお付き合いをしてそれをやるのかというと、非常にこれは事実上、難しいというのが我々の実感でございます。

○小林副主査 今の関連で申し上げますと、こういう仕組みができた当時というのと、現在というのは、全部その国の資産も含んだものになっていたわけですし、いろいろ状況は変わっているわけですね。その中で、この研修をいかに効率的に業務を行って、効率的に公共サービスの質を保ちながら提供していくかということの見直しをしようというのが公共サービス改革法であるわけです。

その中で、先ほど逢見委員がおっしゃったように、ある意味、聖域を残して、そこについては手をつけないということになっているわけですが、総体としてその業務を見て、そしてそれを抜本的に見直して民間の創意工夫を使っていこうということがやはり趣旨なわけですから、先ほど収支計算書といいますか、福利厚生事業特別会計の部分でどのくらい効率化ができるかということについてのコメントをいただきましたけれども、それについてもどこの部分で効率的な業務を行うことができるかということの創意工夫を民間から取り入れようという趣旨なわけですから、当初のそもそもの根拠と、現在の市場化に出してきたところの意図というのはやはり食い違っているのではないかと思います、いかがなのでしょう。

○丹下副校長 これも繰り返しになりますが、我々はずっとこれは地方の事務だと考えておりまして、現在もそうだと思っております。そうだとすれば、もし現在ひょっとして高いのはいいか、安くなり得る可能性はあるのではないかという御議論がございましたら、地方団体側にも効率化を図る組織、議会、あるいは監査制度がございますので、その中で議論が起こるものではないかと考えております。

○逢見副主査 それは、違うと思います。業務委託契約書を読みましたけれども、研修生を送り出している自治体から見ると、この業務委託契約書によって多分自治体は研修協会のことをきちんと管理してくれているはずだと考えるのが当然なんです。

それを、議会だとか何かはどうやってチェックするんですか。この契約書を信頼しているんです。それで送り出しているんです。だから、やはり自治体側の側に国有財産である寮をきちんと管理するという責任があるはずなんです。そこでコスト意識が働かなきゃいけないんです。

○丹下副校長 これもまた繰り返しになりますが、前回も申し上げましたように、形式上やや誤解を与えかねないような契約内容であったら、それは改めたいと考えているところでございます。

また、今、負担金を納めている側も、自分たちがどういうコスト意識をもって納めているかということについては、別に我々自治体側に納めているわけではございませんので、それは地方団体の側で自覚しながらお支払いをいただいているものと理解しております。

○佐藤専門委員 今ここに自治体と財団との業務委託契約書を見ているんですけれども、要するにここで委託している業務というのは、これまでの御説明だと地方3団体の総意で委託を受けた地方の事務だという御説明だと聞いてよろしいですか。

○丹下副校長 これはまた繰り返しになるんですけれども、確かにこれを読むと自治体側がすべ

ての権限を持ってこれをやっているように読めるんですが、我々はそういうような権限は実はないんです。あくまでも負担金を納めていただいているのは地方団体で、それをもっている自治研修協会が領収書を出して収入として入れているわけでございますので、その辺りの御事情はごしんしゃく賜りたいと考えております。

○佐藤専門委員 そうすると、この業務委託契約書は地方の事務を自治大学校が財団に委託している契約書ですか。

○丹下副校長 これも前回お答え申し上げましたように、地方の事務であるという前提ならば、それを判断できるのは地方団体しかないと思います。それを現に受けて執行しているのは、今は研修協会でございますので、形式面は別にして地方団体が実質的には研修協会の方にその業務を委託してお願いしているという結果になっているのではないかと考えております。

○佐藤専門委員 そうすると、なぜ自治研修協会と地方団体との間に自治大学校が入っているんですか。

○丹下副校長 これは、過去からの経緯としか言いようがないと思います。もしくはそれで誤解を与えるようならば、今後はこれを改めたいと考えております。

○佐藤専門委員 どういうふうに改めますか。

○丹下副校長 1つの考え方といたしましては、当事者にやはり自治大学校が入っているというような誤解を与えるんだったら、各々の団体が研修協会に何らかのお願いをするということに関して、自治大学校はそれを第三者的な立場で管理はきちんとしてくださいということを見守るような第三者的な立場になるのではないかと個人的には考えております。

○佐藤専門委員 そうすると、地方団体から委託した研修協会の仕事ぶりについて自治大学校がモニタリングを入れるという御説明ですか。

○丹下副校長 モニタリングと申しますか、我々も国有財産でやっている以上、そこにおられる研修生の方々に必要最低限の快適な研修生活を送っていただく。あるいは、我々の研修がきちんと効果的にできるような環境を整えてほしいということは、最低限言えるのではないかと考えております。それに関しては、自治大学校として主張できるのではないかと考えております。

○佐藤専門委員 いろいろ経緯の御説明もこれまでいただいているので、こういう形が仕上がるについてはいろいろあったんでしょうけれども、今回この案件が市場化テストに挙がってきたというときに、こちらの小委員会の目で何を見るかというと、要するに結局のところこの仕組みの中に今どこにも競争の要素がない。それで、だれもこの入校経費を抑える、あるいは今の入校経費で同じ金額を払うんだったら、より質の高いサービスを提供してもらおうという仕組みがどこにもない。だれもそういうインセンティブを持たない仕組みが、長年の経緯ででき上がってしまっているんです。

それで、自治大学校は何のために入っているんだというと、今のところ経緯以外には役割がよくわからないわけです。自治大学校がこの仕組みに入っていることによって、入校経費が節約できるわけでもなければサービスの質が上がるわけでもないということをもしお認めになるんだったら、そのところを改めなければいけないんじゃないかというのが、そもそものボタンの掛けどころです。

現状維持のための説明はたくさんあるかもしれないんですけども、結局のところ、この入校経費というものは生徒さんを送った地方公共団体、自治体が地方の納税者の方々の税金を元に払っているお金ですからというところの議論が当然出てくるはずで、自治研修協会が委託をしている実際の運營業務の実施の業者を選定するについても、研究協会自体が恐らく入札に相当する行為を実施しているわけではないとしたら、これは全部が特命随意契約のがんじがらめのもので、どこにも競争の要素が働かない仕組みができ上がってしまっている。だったら、今それを変えるのはどうしたらいいだろうという話をしているわけです。

それで、1つは今、関東財務局とか総務省の大臣官房会計課と御相談いただいているということなんですけれども、これが国の事務でないというふうにした場合、現実に国の財産になっている行政財産を自治研修協会の職員の方々がそこに物理的にいて使用されている利用関係は何なのかという国有財産法上の議論もありますけれども、それは例えば地方の事務の委託に伴って協会に利用させていることが国有財産法違反だとしたら、総務省として行政財産の目的外使用の許可とか、そういう財産の利用状態に対してつじつまの合う説明の与え方というのは恐らく幾らもあるんだろうと思います。

あると思うんですけども、国有財産法上の説明がつくとか、つかないとか、そういったことがこの議論をする目的なのではなくて、つまりこの仕組みのどこにも競争の要素がない。サービスの質を上げる要素がない。入校経費を抑える要素がないというところが問題だというふうにこれまでの議論では申し上げているわけです。

そうだとしたら、自治大学校が何のためにここに入っているんでしょうというのは、市場化テストという観点から見てみると、御説明が余り納得のいく形ではこれまでなされていないというのがこの小委員会の委員の抱いているコメントです。

○丹下副校長 我々はせつかく半年なり3か月、地方から来られていますので、できるだけ効果的な、あるいはかえってよかったというような研修をしたいと思っております。そこは全く気持ちは同じでございますし、最小の経費で最大の効果という気持ちは同じでございます。

その際に我々は何ができるかとオンゴーイングで考えた場合、まず研修生の方が今のサービスで満足されているのか。もっとよりよいサービスがあるのではないかと。時代に即したサービスがあるのではないかと。我々は現場でやっておりますので、それをモニタリングしてお聞きする。そこから始めることは、まず可能なのではないかと思っております。そういうものを派遣元のところにフィードバックして、どうですかという問題提起くらいが我々ができる最大のものではないかと個人的には考えております。

○佐藤専門委員 自治研修協会が現状、自治大学校からの業務の受託先ということなので、その業務の受託先に対して提供しているサービスの質を上げてもらう、あるいは入校経費を抑えてもらう。そういうことのインセンティブを持たせるような仕組みについては、現状の業務委託契約のどこにも読み取ることができないんですけども、その部分についてはどんなお考えですか。

○丹下副校長 それにつきましては、現在の形式が必ずしも制度的ではないという御指摘を踏まえて、次年度これを作成するときに今、御指摘のことも踏まえてどのようなことが可能か、今後考え

てみたいと思っております。

○佐藤専門委員 実は、この小委員会からは今、私が質問したことに対する回答は選択肢として差し上げているわけで、要するに現在の業務を入札に出したらどうですかと申し上げているわけです。この協会の仕事を一番緊張にさらすには、民間から競争相手を連れてくることです。それ以外にないです。

○丹下副校長 ちょっと実態論に戻ってしまうのですが、先ほど御説明いたしましたように、私もこれはざっと見てみましたが、協会から今日来ていないから余り客観的なコメントはできないところもあるんですが、先ほど御説明しましたように必要最小限の経緯ということで切りようがない経費、電気、ガス代とか、教科書代とかかなりの部分ありますので、では本当に2億数千万のうちどの程度業務として改定の余地があり得るのか。また、先ほどの業務の形態、5月を除いて毎月、毎月事務が分散している状況の中で、どのような改定の余地があるのかについては、少し私は不透明ではないかと考えております。

○佐藤専門委員 発注者側が考えると経費を抑える余地がないと言うんだったら、民間側は例えば同じ種類のサービスを大量調達することによって単価を抑えるとか、そういう知恵はたくさん持っているわけです。だから、官の方から見てそここのところに削減の余地がないという御評価をおっしゃる前に、それを入札で実際に試されたいかがですかというのが従前から申し上げていることです。

○丹下副校長 今、将来的に官民の競争にさらされるというお話がございましたけれども、一番私が個人的に考えますのは、経費の中で大きいのはやはり人件費ではないかと考えております。

人件費が非常に効率的な投入、例えば学生さんがアルバイトにこの時期来てください。単価が安くなるような方式ならば、私はそういうものは可能かと思うのですが、これだけ我々が実務をしておりまして、アテンド、いわば入退寮にかなりの事務を要している中でどこまで効率的になるのか。あるいは、研修生の方々がどのようなサービスをお求めになっているのかということは、現状では残念ながらわからないというのが現在でございますので、まずはそこから少し考えてみるというのが私は現在の施策ではないかと考えております。

○佐藤専門委員 人件費のことも含めてですけれども、一度民間のそういう知恵というものを聞いてみたらいいです。人件費にしても、そここのところが本当に削減できないと民間はあきらめていないです。いろいろな雇用の形態があるのに、それが長年の経緯で固定されてしまっている。要するに、ずっとこれまで当たり前だと思ってやってきていることが実は当たり前ではないということもあるわけで、そこで一度入札ということで、適切な言葉がなかなか見つからないですけれども、入札をやって民間と競ってみて勝ったんだったら堂々と胸を張ってやっていただいたらいいということだと思います。

○丹下副校長 そのようなインセンティブを地方公共団体側が持つように我々がどこまで持っていけるか。いわば、問題提起をできるかというところが、我々のまずは仕事かなというふうに考えています。

○逢見副主査 寄宿舍の中で警備とか清掃については今回、市場化テストに出すということを決め

たわけですね。残っているのが入退寮の管理とか、寝具の交換立ち会いとか、郵便物の宅配の受け取りとか、そういう部分なんです。それを包括的にやった方が、より効率的になるんじゃないか。民間の提案を受けてみたら、そこの部分も一緒に引き受けますというところが多分出てくるでしょう。

なのに、それは国の業務ではないという理由でそこを包括的にやることについて拒否しているということが、結局効率性を阻害しているのではないかと断言しているんです。そこだけ切り出して単独の市場化テストをやれば非常に規模は小さいかもしれないけれども、ほかのものと一緒にすることによってコストはより削減されるはずなんです。それを、国の業務ではないという理由で拒否することについて、我々小委員会の側はやはり納得できないんです。

○丹下副校長 我々も、国の事務と地方の事務というのは法律上決まっておりますので、効率化の議論だけでこれを変えるということはなかなか事実上、難しいかと思っております。効率化を働かせるべき分野と、事務論で切り分ける分野と、国と地方の事務はそういう区分けがあってしかるべきだと思っております。

○小林副主査 いろいろ議論をしまいいりましたけれども、委員会としては是非とも公共サービス改革法の趣旨をよくよくお考えになって、もちろん地方自治体が出しているお金は国からの財政調整で再配分している部分も入っているわけですから、結局は国のお金が入っているということも考えられますし、協会の収支計算書等で収支計算書の予算額、決算額を見ましても、この予算というのは普通だと計画であり目標値であるべきところが、全然その機能を果たしていないということが読み取れるわけです。

だから、結局2億2,000万円というお金がそこに入って、それが本当に効率的に地方自治体に還元されたものになっているのかということについては非常に疑問を持っているわけです。ですから、業務自体を効率的に切り出して、そして民間の創意工夫を取り入れながら公共サービスを改革していこうという公共サービス改革法の中に入ってきたわけですから、是非ともそういうことを理解していただきたいというふうに小委員会では思っております。

これまで議論をしまいいりましたけれども、今日の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、総務省におかれましては更に検討していただきたいという希望を述べまして、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたします。

本日はありがとうございました。